表紙 保護の宣言

◎記載の視点 I~Vの記載の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えるおそれのあるリスクを認識 し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言

I 基本情報

◎記載の視点評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象となる事務の内容及び当該事務の流れについて具体的に記載

主な記載項目	概要	
事務の名称(内容)	令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務	
システムの名称	税務事務システム、統合基盤システム、中間サーバ	
取扱うファイル名	1. 定額減税補足給付金(不足額給付)支給対象者ファイル 2. 定額減税補足給付金(不足額給付)申請者(転入者)ファイル	
ファイルを取扱う理由	1. 本市において支給要件の確認可能な対象者の抽出(支給要件の確認)、対象者の公金受取口座情報の取得、対象者のうち本市で公金受取口座を把握できる者へは申込書、本市で公金受取口座を把握できない者へは確認書等の送付、返送された確認書等の受理(オンライン申請も含む)、内容審査を行い、給付金の口座振込を行う。 2. 令和6年1月2日以降に他の市区町村から本市へ転入した者等本市において支給要件の確認ができない者等への申請書の送付・受付、支給要件の確認、令和6年1月1日(令和6年度の個人住民税の賦課期日)時点の課税情報の取得、申込書または不支給通知の送付、給付金の口座振込を行う。	
情報提供ネットワークシステムとの 接続	接続する	
利用上の根拠法令	<個人番号の利用> - 番号法第9条第1項別表の第135の項 - 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条(令和3年法律第38号) <情報提供ネットワークシステムによる情報連携> - 番号法第19条第8号 - 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160の項	
担当部署	財政局税務部課税課	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

◎記載の視点 評価対象の事務において取扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスについて具体的に記載

な記載項目	概要
ァイルの内容	個人番号対応符号、宛名番号、地方税関係情報、氏名・生年月日・住所、口座情報登録・連携ファイル関係情報等
扱いのプロセス	
特定個人情報の入手	1)情報提供ネットワークシステムを通じた他行政機関(デジタル庁) 2)情報提供ネットワークシステムを通じた他行政機関(他の市区町村)
特定個人情報の使用	1. 定額減税補足給付金(不足額給付)支給対象者ファイル 税務事務システムより抽出した支給対象者の公金受取口座情報について中間サーバを使用し、照会を行う。 2. 定額減税補足給付金(不足額給付)申請者(転入者)ファイル 令和6年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者のうち支給要件に該当するものとして申請書の提出があった者について、中間サーバを使用し令和6年度分個人住民税の課税状況を照会し、給付金の支給要件の確認及び給付金の支給決定を行う。
ファイル取扱いの委託	定額減税補足給付金(不足額給付)対応に必要な範囲で委託を行う。
特定個人情報の提供・移転	提供・移転は行わない。
特定個人情報の保管・消去	〈委託業者における措置〉情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報を照会し、情報連携を行う際に作成した特定個人情報ファイルは口座情報取得後速やかに消去し、複数人によるダブルチェックを行うこととしている。 〈大阪市における措置〉情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報を照会し、情報連携を行う際に作成した特定個人情報ファイルは令和6年1月1日(令和6年度の個人住民税の賦課期日)時点の個人住民税課税情報取得後速やかに消去し、複数人によるダブルチェックを行うこととしている。 〈中間サーバ・ブラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバ・ブラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバ・ブラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバ・ブラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロ	セスにおけるリスク対策	
	◎記載の視点 評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について、II の記載を踏まえ、評価書に例示されている各リスクに 法令上、システム上及び運用上どのように対応しているかを具体的に確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを評価		
	 主な記載項目	概要	
Ш2	特定個人情報の入手 (目的外の入手、不適切な方法の入 手、不正確な情報の入手、入手の際の 情報漏えい・紛失等のリスク)	情報提供ネットワークシステム以外を通じた入手は行わない。	
ш3	特定個人情報の使用 (目的を越えた紐付け、権限のない者の 不正使用、事務外の使用、情報の不正 な複製等のリスク)	【認証方法】 〈統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、IDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。 【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、ユーザID、パスワードを適切に管理する。 ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない・パスワードは十分な長さ(8文字以上)とし、他の人物が想像しにくいものから構成する・仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更する・必要でない限りシステム間及び職員間でのパスワードの共有は行わないこと・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる。	
Ⅲ 4	ファイル取扱いの委託 (不正な入手、不正な使用、不正な提供、不正な保管・消去等のリスク)	・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じている。 ・個人情報の外部への持ち出しを禁止している。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供を禁止する。	
Ⅲ5	特定個人情報の提供・移転 (不正な提供、不適切な方法の提供、 誤った情報の提供の等のリスク)	・特定個人情報の提供・移転は行わない。	
ш6	情報提供ネットワークシステムとの接続 (目的外の入手、安全でない方法による入手、情報が不正確、情報の漏えい・紛失・不正な提供・不適切な方法での提供、誤った提供等のリスク)	〈税務事務システムの運用における措置〉番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。 〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の受領を行う機能。(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の受領を行う機能。(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の受領を行う機能。(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
Ш7	特定個人情報の保管・消去 (情報の漏えい等、古い情報のまま更 新されない、情報が消去されない等のリ スク)	・保管場所の入退出管理等の物理的対策及びOSのセキュリティパッチの適用等の技術的対策を実施。	
Ⅲ 8	自己点検·監査	・「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づく安全管理措置の実施と自己点検を定期的(年1回)に実施している。 ・個人情報の取扱いに関するチェック事項を定めるとともに、その履行確認を定期的(月1回)に行っている。 ・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報を主まりティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理程」にて規定。が実施する内部検索では、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。	
Ш9	従事者への教育・啓発	・情報セキュリティ実施手順を定めており、職員に対して研修・啓発を行っている。 ・委託業者に対しては、契約書等で必要な事項を定めている。	
IV	開示請求、問合せ		
	◎記載の視点特定個人情報の開示等の請求を行	う場合の請求先等について具体的に記載	
	主な記載項目	概要	
	開示・訂正・利用停止請求、問合わせ先	大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)	
٧	評価実施手続 ○ 57 # 6 M 5		
	◎記載の視点 評価手続について具体的に記載	407 茶	
	主な記載項目	概要	
	しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	
<u></u>	住民の意見聴取	パブリックコメント制度により実施する	